

# 公益社団法人 東京都診療放射線技師会

## 会費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会定款（以下、「定款という。」）第8条に定める会費並びに会費納入に関して規定する。

### (会費)

第2条 定款第8条に定める会費は、会費及び刊行物購読料の総称をいう。

### (正会員会費)

第3条 この法人の正会員の会費は次のとおりとする。

- |                                    |    |          |
|------------------------------------|----|----------|
| (1) 初年度(新卒、既卒を問わず)                 | 年額 | 5,000 円  |
| (2) 第2年度以降及び道府県技師会転入初年度の会費         | 年額 | 11,000 円 |
| (3) 再入会(入会后、理由を問わず退会したものが再度入会するとき) | 年額 | 14,000 円 |

### (賛助会員会費)

第4条 この法人の賛助会員の会費は次の2種とする。

- |            |       |          |
|------------|-------|----------|
| (1) 個人賛助会費 | 年額    | 11,000 円 |
| (2) 法人賛助会費 | 年額 一口 | 20,000 円 |

### (会費の使途及び配賦)

第5条 会費の使途は、定款第5章に定める総会の決議をもって行う。

- 2 会費の配賦割合については、定款第43条の収支予算書に従い総会で決議する。

### (会費納入期限)

第6条 会費は毎事業年度当初に納入することを原則とする。

- 2 名誉会員は会費の納入を要しない。
- 3 会費を当該年度の9月30日までに納入しないときは刊行物等の配布を停止する。
- 4 刊行物等の配布を停止された者であっても、当該年度内に会費を納入すれば、刊行物等の配布をうけることができる。ただし、第3項に基づき停止された期間の刊行物等の配布は受けることはできない。

### (会費納入手続)

第7条 会費の納入は、この法人の定める方法により、銀行口座、振替口座に振込むほか、持参し納入することができる。

### (会費免除)

第 8 条 正会員で、次の各号の 1 つに該当する者は、会費免除の取扱いを受けることができる。

- (1) 病気治療のため 1 ヶ年以上入院又は自宅療養している者
  - (2) 40 ヶ年以上正会員で、年令 70 才に達し、かつ無職である者
  - (3) 医療技術援助のため、1 ヶ年以上海外出張した者
  - (4) 出産、育児及び介護のため、1 ヶ年以上休職する者
- 2 会費の免除を受けようとする者は、会費免除申請書 **【様式 4】**に証明する書類を添えて、理事会に申請するものとする。
- 3 第 1 項第 2 号により会費免除を受けようとする者で、転勤(属)等やむを得ない事由により同号に定める年数に満たない者であっても、その理由を付して申請することができる。
- 4 会費免除の申請を受けた場合、理事会の承認を経て、本人に通知する。**【様式 5】**
- 5 会費免除の承認を得たのち、復職、再就職又は出張が解除された場合は、承認は効力を失うものとする。

(会費減額)

第 9 条 定款第 5 条で定める会員で、次の事項を満たす者は、会費減額の取扱いを受けることができる。

- (1) 60 才以上の会員
  - (2) 10 ヶ年以上会員として在籍し、会費の完納者
- 2 当該年度の前年末までに所定の申請を行い **【様式 6】**、理事会承認を経て新年度から資格を有する。
- 3 会費減免処置対象者の会費は以下のとおりとする。
- |                   |    |         |
|-------------------|----|---------|
| (1) 60 才以上～70 才未満 | 年額 | 7,000 円 |
| (2) 70 才以上        | 年額 | 3,000 円 |
- 4 会費減額者は以下の特別待遇を受けることができる。
- (1) この法人の啓発、教育活動を担える者として処遇する。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

- 2 ただし、第 3 条、第 4 条及び第 9 条に定める会費額については、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 5 月 26 日改正、施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 12 月 6 日改正、施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 6 月 18 日改正、施行する。